

東濃西部 消費生活相談のあれこれ

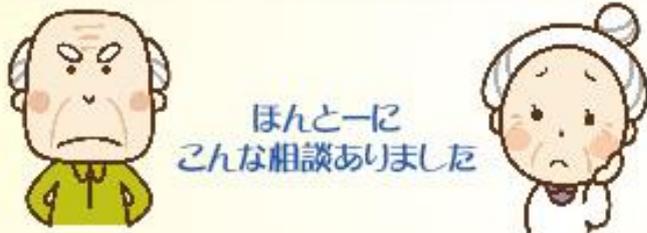
No.104

発行：東濃西部広域行政事務組合

広告・表示を正しく読もう！

テレビ CM や電車の中張り広告、店頭のパスター、商品パッケージなど、世の中にはさまざまな広告・表示があふれています。著名人が推薦する商品なら、信用できそうに思われがちですが、企業が利益を上げることが目的として広告に起用しているもので、本当に著名人が使用しているとは限りません。特にネット情報には、企業の自社社員やサクラが第三者のふりをして、宣伝だと気づかれないように SNS やブログなどで口コミ情報を発信していることもあります。消費者は、信頼できる情報かしっかり見抜ける力を持ちましょう。法律では、うそや大げさな表示など実際のものや事実と違う、競争事業者のものより著しく優良または有利だと誤認される不当な表示を禁止しています。

広告表示に問題があった時には、消費生活相談窓口や日本広告審査機構 (JARO) に連絡してください。



ほんとーに
こんな相談ありました

以前利用したサイトで欲しかったゴルフクラブが定価の30%の価格で出ていた。なぜか前払いしか選択できず銀行振り込みで支払った。しかし、商品が届かない。後でサイトをよく見たら、会社所在地がカタカナ表記になっていて、電話番号が書かれていない。

偽サイトは、公式サイトを忠実に模倣しているため、公式サイトとの見分けが付きません。価格が格安であることや、個人名の口座に振り込ませることが多く、支払ってしまうと被害回復は困難です。公式サイトかどうか、疑って確認するようにしましょう。

5月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	16件
訪問販売	3件
訪問購入	1件
通信販売	32件
連鎖販売	1件
電話勧誘	9件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	4件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談料 / 無料

相談 / 原則予約制

予約 / 相談を受けたい窓口

※原則、相談は生活地ですが、生活地以外の窓口を利用することもできます。

月~金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業